

平成 31 年 1 月

日本リハビリテーション医学会
専門医 各位

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会
専門医制度委員会

新専門医制度のお知らせ（19）
～専門医更新基準の変更について～

この度、新専門医制度におけるリハビリテーション専門医の更新基準を変更することになりました。主な変更点は以下の3点になります。

【指導医講習会の扱い】

日本専門医機構より各基本領域学会で開催される指導医講習会については専門医共通講習として扱うのではなく、各領域講習とするようにと通達されております。

専門医制度委員会で検討した結果、本医学会も指導医講習会を2019年3月31日までは専門医共通講習として扱い、2019年4月以降は領域講習として扱うこととしました。

以上変更に伴い、2020年3月以降の専門医更新単位要件を下記の通り変更予定です。指導医講習会が1回以上受講必須な点は変更ありません。また、既に指導医講習会を受講されている方におかれましても追加で新たに受講する必要はございません。

*2020年3月以降の更新単位要件

- i) 診療実績の証明（100例の経験症例の提出） 10単位
 - ii) 専門医共通講習（医療倫理・医療安全・感染対策、各1単位ずつ受講必須）
3単位～10単位
 - iii) リハビリテーション科領域講習 20単位～（取得単位上限なし）
 - iv) 学術業績・診療以外の活動実績 4単位～10単位（参加による単位は6単位まで）
- ※年次学術集会と専門医会（2017年以降は秋季学術集会）に各1回以上の参加必須。

i) からiv) までを合計し50単位以上あり、かつ指導医講習会（2019年3月末まではii）専門医共通講習へ単位加算。それ以降はiii）領域講習へ単位加算）を一回以上受講していること。

【症例一覧におけるカテゴリーの変更】

平成30年4月に発行した「リハビリテーション医学・医療コアテキスト」に合わせ、症例一覧に示す領域の順序を変更するとともに、「リウマチ性疾患」を独立させて9つの分野

に分けました。

【国際学会参加による単位数の変更】

従来日本リハビリテーション医学会が定める国際学会への参加により1単位を取得可能になっていましたが、これが国内で開催される場合は、2単位を取得できることになりました。従って2019年に神戸で開催されるISPRMに参加することにより、同じ時期に開催される日本リハビリテーション医学会学術集会への参加単位2単位とは別に、ISPRMへの参加により2単位が取得可能になります。

以上